

駿東伊豆消防組合入札参加資格承認申請 提出書類一覧【建設関連業務】

○: 必ず提出する
△: 該当する場合

各書類は、A4判の用紙を使用してください。

| No. | 書類の名称 | 説明 | 提出区分 |
|-----|--|---|------|
| 1 | 建設関連業務入札参加資格承認申請書 | 駿東伊豆消防組合指定用紙(様式第1号 その1、その2、その3) ※3枚で1セット | ○ |
| 2 | 登録証明書(写) | 営業に関して法律上必要とされている登録の証明書又は登録通知書 | ○ |
| 3 | 営業所一覧表 | 駿東伊豆消防組合指定用紙 登録する営業所を黄色のマーカーで色ぬりすること。 | △ |
| 4 | 測量等実績調書 | 駿東伊豆消防組合指定用紙 基準日以前の2年間の営業実績を記載 | ○ |
| 5 | 技術者経歴書 | 駿東伊豆消防組合指定用紙 | ○ |
| 6 | 現況報告書(写) | 地方整備局等で確認を受けた現況報告書(建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査業)の写し 現況報告書がない場合は、直前の事業年度の財務諸表(写)(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書)を提出 | ○ |
| 7 | 使用印鑑届 | 駿東伊豆消防組合指定用紙 | ○ |
| 8 | 登記簿謄本等 | | ○ |
| | 履歴事項全部証明書(写) (法人登記している場合) 代表者身分証明書(写) (個人事業者の場合) | 法務局が証明するもの 代表者の本籍地の市町村長が証明するもの | |
| 9 | 市(町)税納税証明書(写) | 各構成市町の長が証明する最新のもの 当組合の構成市町(沼津市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、東伊豆町、清水町)に、登録する営業所(本店含む)を有する場合に提出してください。 (法人: 法人市民税(必ず)及び固定資産税(ある場合)) (個人: 市県民税(必ず)及び固定資産税(ある場合)) ※証明書にあっては、該当する市町にお問い合わせください。 | △ |
| 10 | 納税証明書 | 所管の税務署長が証明する最新のもの | ○ |
| | 納税証明書その3の3(写) (法人登記している場合) 納税証明書その3の2(写) (個人事業者の場合) | 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可) 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可) | |
| 11 | 委任状 (委任事業所がある場合) | 契約権限等を登録期間を通じて事業所等に委任する場合に必要な 駿東伊豆消防組合指定用紙 | △ |
| 12 | 誓約書 | 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書(駿東伊豆消防組合指定用紙) | ○ |
| 13 | 業者カード | 駿東伊豆消防組合指定用紙 | ○ |
| 14 | 建設関連業務登録及び希望業種調べ | 駿東伊豆消防組合指定用紙 | ○ |
| 15 | A4-IFフォルダ | A4サイズ。色指定なし。提出書類一式を収納してください。見出し部分に会社名等の記載は不要です。*フットファイルではありません。 | ○ |
| 16 | 返信用封筒 | 審査終了後に入札参加資格承認通知書を送付します。110円切手を貼付した返信用封筒(定形郵便サイズ)で返信先の住所・申請者(法人)名等を記載してください。 | ○ |

※各証明書は、入札参加資格承認申請書の提出日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

※様式等は、駿東伊豆消防本部ホームページから最新の申請書類をダウンロードしてください。

※事業協同組合で登録希望の方は、さらに「官公需適格組合証明書(該当する場合のみ)」「組合員名簿」「協同受注契約」「配分基準」を提出してください。(県などに提出した書類の写しでも可)

営業に関して法律上登録が必要とされている業務(例)

| 業務の区分 | 登録等 |
|--------------|---|
| 測量 | 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録 |
| 建築設計・設備設計・監理 | 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録 |
| 計量証明事業等 | 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録 |
| 不動産鑑定 | 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定に関する登録 |
| 登記手続等 | 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定による登録 |
| その他のコンサルタント | 官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。) |